



第5章

安心できる 暮らしをつくる

（健康・福祉都市）

ライフステージに応じた健康づくりを推進するとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる福祉社会の創造をめざします。



基本認識

- 本市には病院9（総合病院2）、診療所57、歯科診療所35の医療機関が設置されており、医療ニーズはほぼ充足していますが、脳疾患や心疾患、小児救急など高度救急医療への対応が求められている現状です。
- 寝たきり等在宅要介護者の歯科医療に対する需用が増加していますが、訪問歯科体制が十分に整っていない状況です。
- 多様化かつ高度化する市民のニーズに的確に対応するためには、地域の医療機関相互の機能分担を明確にし、保健・医療・福祉の連携を図ることによって、効率的な医療サービスを提供する必要があります。
- 高齢化が進む中で生活習慣病の増加とこれに起因する寝たきりや認知症^{*}が増加傾向にあること、虫歯や歯周病による歯の喪失が健康に影響を与えていること等により、生活の質が損なわれることが問題となっています。
- 健康寿命^{*}（健康で長生き）の延伸と生活の質の向上を図るために、生活習慣病の予防や健康増進への取り組みが重要です。
- 少子化の中で親子を取り巻く状況は、妊娠・出産・育児について問題が多様化しており、安心して生み育てるための総括的な支援が必要です。
- 社会生活環境の変化に伴いストレスの増大によるこころの健康を損なう人が増加傾向にあり、こころの健康づくりへの取り組みが課題です。

- 市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、保健センターを健康づくりの拠点として総合的な支援に取り組む必要があります。
- 老人医療については、医療費は増大を続けており、保険財政を圧迫しています。
- 高齢社会に対応し、高齢者が安心して良質かつ適切な医療が受けられる医療制度の抜本的な改革による、長期的・安定的な医療保障の確立が望まれます。
- 県補助事業として、重度心身障害者、乳幼児及び母子家庭を対象に、また市単独事業として、心身障害者、乳幼児の医療費の自己負担分を助成しており、保健の向上と福祉の増進に寄与しています。
- 各種医療制度について、制度の充実と安定的維持のため、国における制度化が望まれます。

基本方針

- 乳幼児健康診査など母子保健対策の充実を図ります。
- 健康診査や各種がん検診、訪問指導、健康相談・指導、各種健康教室など生活習慣病対策を核とした保健事業の充実を図ります。
- 各種保健事業や健康づくりの支援活動を支えるマンパワーの確保に努めます。
- 福祉分野との連携を強化し、乳幼児や高齢者、障害者に対する地域でのケア機能の強化を図ります。
- 年代やライフスタイルに応じた健康づくりの促進や意識啓発に努めるとともに、健康づくり拠点施設の充実を図ります。
- 市内医療機関の一層の充実を促進するとともに、病院と診療所の連携及び広域的な医療ネットワークの充実により、初期治療から高度な医療サービス、救急医療に対応した地域医療体制の確立をめざします。
- 疾病の予防、早期発見・早期治療に的確に対応できる保健と医療のネットワーク体制づくりに努めます。

計 画

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
母子保健対策の充実	母子健康教育の充実	妊婦やその家族を対象とし、保健知識や育児方法等の普及を図るための教室を開催する。	両親学級 母子健康手帳の交付及びすくすく育児ノートの発行 フォロー教室 歯の健康教室 育児学級	両親学級参加率 35%
	乳幼児健診・訪問指導・相談等の充実	乳幼児健診や育児相談事業を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、育児不安の軽減や育児支援を行う。また、妊娠・出産・育児に対する個別相談や訪問指導の充実を図る。	4か月児・1歳6か月児・3歳児健診 育児相談・発育発達相談 妊婦・乳児一般健康診査 訪問指導 不妊治療費助成事業	乳幼児健診受診率の向上90%以上 育児が楽しいと答える親の増加 妊婦一般健康診査受診率95%以上 乳児一般健康診査受診率75%以上 第1子新生児への家庭訪問全数実施
	思春期保健対策の充実	命を大切にし思いやりのある子どもの育成に努める。	思春期教室	学校保健と連携し思春期教室を開催する学校の増加
市民主体による健康づくりの支援	保健知識の普及及び意識啓発活動の推進	市民一人ひとりが、健康の維持増進、生活習慣病予防のために必要な知識(食事・運動・休養など)と意識を高める。 また、市民の心身の健康増進を図るため、食育基本法に基づき、健全な食生活の実現を推進する。	健康手帳交付 各種健康教育 各種健康相談 各種訪問指導	壮年期からの健康教育を年間50回実施(糖尿病予防教室・高脂血症予防教室・歯の健康教室・禁煙教室等) 健康相談を年間200回実施(保健センター・公民館等) 運動教室年間100回実施(自主サークル含む)

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
市民主体による健康づくりの支援	各種健（検）診及びフォロー体制の充実	市民一人ひとりが疾病の早期発見・早期治療とともに、自らの健康状態や生活習慣の見直しができるよう、各種健（検）診やフォローの充実に努め、生活習慣病の予防、健康増進を図る。	健康診査事業 健診結果報告会 訪問指導 歯科検診事業	健康診査受診率 40% がん検診受診率 30%(対象者の正確な把握) 要指導者に対する健診結果報告会や健診後訪問等によるフォロー 90% 年1回歯科検診を受ける人の増加
	健康管理システムの整備・活用	市民の健康情報のデータベース化を進め、個人に応じた保健指導や地域特性の把握（統計等）に活用し効果的事業につなげる。	データバンクシステム	データを活用した保健事業の拡大
	健康づくり推進体制の充実	市民参加型健康づくりの体制を推進する。	健康づくり推進協議会	協議会の年1回の開催
	健康づくりを支援する人材の確保・充実・連携強化	自主グループやボランティアの育成、確保、資質の向上を図る。また、連携や情報交換を図ることにより円滑な支援を行う。	食生活改善推進事業	地区栄養学級参加人数 年間3500人
	健康づくりを支援する環境整備	健康づくりの拠点となる施設、安全に運動できるコースや公園の整備や公共施設における完全禁煙化をめざす。また、地域における健康づくり運動の展開、意識啓発を行う。	健康まつり	健康づくりに公共施設を利用する人の増加 市の公共施設を完全禁煙化 健康まつりの参加者数1000人
介護予防対策の推進	認知症・寝たきり予防の体制整備	心身ともに自立して健康に生きられる期間（健康寿命）を延伸するため、保健・医療・福祉の枠を越えた体制整備を図る。	各種老人保健事業	認知症・寝たきり予防教室・相談を年間20回実施
精神保健対策の推進	正しい知識の普及	こころの健康づくりや精神障害についての正しい知識の普及を図り、関心と理解を深める。		広報紙への年1回の掲載
	相談機能の充実	心の健康、精神障害者の社会復帰、居宅生活等に関する相談について、関係機関との連携を図り適切に応じる。	精神保健福祉手帳 通院医療費公費負担の申請時等 随時の相談 心の相談受付	関係機関との連絡会開催の増加

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
精神保健対策の推進	精神障害者の社会復帰促進及び地域生活の支援	ホームヘルプ*、ショートステイ*等のサービスの提供や、社会復帰施設・作業所の運営補助により、障害者の社会復帰を促進し、自立を支援する。	精神障害者居宅生活支援事業 精神障害者小規模作業所運営事業補助 精神障害者小規模通所授産施設運営事業補助	サービス利用者の増加
各種福祉医療の充実	市民の医療費負担の軽減	疾病等による市民生活の不安を除き、市民の健康の保持増進と福祉の向上を図るため、乳幼児、高齢者、心身障害者、母子家庭の母子等の医療保険の自己負担分について助成する。	乳幼児医療費助成事業 心身障害者医療費助成事業 母子家庭医療費助成事業	医療費助成の拡充
地域医療体制の充実	市内医療機関の充実促進	市内に立地する病院・医院等、医療機関の充実を促進し、また身近な医療から高度の医療まで安心してサービスを受けられる体制の確立を促す。		市内医療機関の充実
	休日・夜間及び救急医療の充実	休日・夜間や救急時における医療を確保するため、在宅当番医制及び病院群輪番制の充実を図る。	在宅当番医制運営事業 病院群輪番制運営事業 急患センター運営事業	初期、一次、二次、三次の救急医療体制の整備
保健・福祉と医療のネットワーク体制の確立	早期発見・早期治療体制の確立	疾病の早期発見・早期治療を図るため、各種健診・検診の結果等に基づく円滑な対応が図れるよう、保健と医療の連携に努める。		健（検）診後、適切な対応ができる人の増加
	情報交換の促進	市民に対する適切な保健・医療対策が図れるよう、関係機関との情報交換に努める。	ケース検討会の設置	情報共有の場の拡大

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
母子健康教育の充実	両親学級 母子健康手帳の交付及びすくすく育児ノート の発行 フォロー教室 歯の健康教室 育児学級	9,520
乳幼児健診・訪問指導・相談等の 充実	4か月児・1歳6か月児・3歳児健診 育児相談・発育発達相談 妊婦・乳児一般健康診査 訪問指導 不妊治療費助成事業	234,620
思春期保健対策の充実	思春期教室	500
保健知識の普及及び意識啓発活動 の推進	健康手帳交付 各種健康教育 各種健康相談 各種訪問指導	49,537
各種健（検）診及びフォロー体制 の充実	健康診査事業 健診結果報告会 訪問指導 歯科検診事業	744,000
健康管理システムの整備・活用	データバンクシステム	10,597
健康づくり推進体制の充実	健康づくり推進協議会	881
健康づくりを支援する人材の確保・ 充実・連携強化	食生活改善推進事業	14,840
健康づくりを支援する環境整備	健康まつり	9,711
精神障害者の社会復帰促進及び地 域生活の支援	精神障害者居宅生活支援事業 精神障害者小規模作業所運営事業補助 精神障害者小規模通所授産施設運営事業補 助	187,000
市民の医療費負担の軽減	乳幼児医療費助成事業 心身障害者医療費助成事業 母子家庭医療費助成事業	4,965,000
休日・夜間及び救急医療の充実	在宅当番医制運営事業 病院群輪番制運営事業 急患センター運営事業	521,000

支えあひつ地域福祉文化の構築
(地域福祉)



基本認識

- 社会福祉を取り巻く環境は、急速な少子・高齢社会の進展等により、介護保険や支援費制度による新しい福祉サービスの推進、サービス利用者の保護制度などの社会福祉基礎構造改革が進められており、大きな転機を迎えています。
- 各種の福祉制度や施策を実りあるものとするため、福祉・保健・医療の密接な連携により、各種サービスの充実を図るとともに、行政と民間の役割を明確にしつつ協働して地域を支える仕組みを構築し、ボランティア活動など住民の自主的・積極的な参加による総合的な地域福祉の向上をめざすことが求められています。
- 個人の価値観の多様化や余暇時間の増大、社会環境の変化などを背景に、日常生活の質的向上や自己実現を求めて、各分野でボランティア活動への関心が高まっています。また、市民生活に対するニーズも個性化と高度化が進んでいます。
- だれもが生きがいをもって心豊かに暮らせる地域社会を築くためには、行政サービスの充実はもとより、地域で助け合い、市民一人ひとりがさまざまな形でまちづくりに参加し活躍することが必要不可欠です。

- ボランティアなどの市民活動は、公的サービスではできない独自性のある柔軟なサービスを提供するとともに、行政への市民参加、市民と行政の協働を進めていくための原動力になると期待されています。
- 活力あるまちづくりのために、市民と行政が連携し、ボランティアなど市民活動を振興するための環境整備が重要です。

基本方針

- 地域福祉計画を策定します。
- 市民の福祉意識を高めます。
- 社会福祉協議会の充実や民生児童委員活動への支援、NPOやボランティア活動の育成・強化など、地域福祉体制の強化を推進します。

計画

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
福祉意識の高揚	福祉教育・学習の推進	学校教育や生涯学習における福祉教育・学習の推進に努める。また、福祉従事者の専門福祉教育の充実を図る。		全小中学校、公民館等において推進 専門研修会分野ごとに年1回開催
	市民意識啓発の推進	あらゆる機会を通し、地域で支えあう地域福祉推進の市民啓発を図る。	地域福祉フェアの開催	平成18年度より毎年開催
地域福祉体制の基盤整備	地域福祉の円滑な推進	市基本構想・基本計画の方針や施策との整合性図り、福祉分野の個別計画を包括した地域福祉計画を策定し、地域福祉施策の計画的な推進を図る。	地域福祉計画の策定	平成17年度策定・運用
	社会福祉協議会の基盤強化	地区別地域福祉活動（地区社協）、在宅福祉サービス、ボランティア活動の推進に対応する組織面の強化を図るなど、地域福祉推進の拠点としての社会福祉協議会の充実を図る。	社会福祉協議会活動事業	地域福祉推進の拠点施設としての組織体制の確立
	民生児童委員活動の充実	地域における各種の相談活動等を行っている民生児童委員の活動支援に努める。	民生児童委員協議会活動事業	地域福祉活動の第一線推進役としての委員活動の確立
住民参加等の促進	福祉ボランティアの育成・支援	福祉ボランティアを育成・支援するために、活動支援拠点の整備や研修機会の充実を図る。また、地域リーダーの養成を図ると共に団体育成に努め、支えあうまちづくりへの市民参加を促進する。	ボランティア活動支援拠点の整備	市内4か所において拠点施設の整備 ボランティア養成講座、交流集会年1回開催

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
住民参加等の促進	民間事業者の参入への支援	複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスに対応し、民間の新規事業開発支援を行うなど、適切な民間事業者の参入の促進に努める。		民間参入率 80%
情報化の推進	情報の共有化	市報、ホームページ、ケーブルテレビなどの活用により、市民とのコミュニケーションを図り、情報の共有化を図る。特に、高齢者、障害者などへの確に情報伝達ができる方法を確立する。	福祉情報サービスの提供	月間福祉情報の提供 (録音・点字等の福祉情報サービス含む)
地域福祉システムの構築	総合的な相談体制の確保	地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、福祉サービスが適切に利用できる体制の整備を図る。	地域生活相談窓口	地域包括支援センター設置(3か所)
	地域ケアシステム*の充実	制度やサービスの種別、実施主体の相違を越えて、福祉、保健、医療その他生活関連分野にまたがる複数の多様なサービスを適切に組み合わせ、利用者が必要とするサービスを総合的に提供できる体制を整備する。	在宅ケア*チームの編成	地域包括支援センター設置(3か所)
人にやさしいまちづくりの推進	道路・公共施設等のバリアフリーの推進	道路や公園、公共施設等のバリアフリー化を進め、子ども、高齢者、障害者など皆が、安全で快適に暮らせるまちづくりを進める。また、民間施設についても、同様な助言・指導に努める。		バリアフリー化 100%
	移動手段の確保	高齢者や障害のある人の日常生活を支援するとともに、社会参加を促進するため、車両貸出や送迎等の移動サービスの充実を図るとともに、運転ボランティア等の育成に努める。		民間事業者による移動サービス体制の整備 平成18年度移送特区認定
	要援護者の緊急・災害時の安全対策と防犯・防災対策の確立	緊急及び災害時における要援護者(一人暮らし高齢者・寝たきり高齢者及び障害者など)の支援体制の確立に努める。	災害時等要援護者支援対策マニュアル*の策定	平成18年度策定・運用

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
市民意識啓発の推進	地域福祉フェアの開催	5,000
地域福祉の円滑な推進	地域福祉計画の策定	889
社会福祉協議会の基盤強化	社会福祉協議会活動事業	970,000
民生児童委員活動の充実	民生児童委員協議会活動事業	270,000

誰もが安心して暮らせる生活の支援 （高齢者・障害者・低所得者等）



基本認識

- 本市においては、平成16年4月には全国平均を上回る高齢化率22.5%を示し、その後も年々増加し、平成19年には24.9%になる見込みです。また、認知症高齢者も年々増加しており、平成17年4月には65歳以上の高齢者における認知症の出現率は14.7%となっております。
- 市民の一人ひとりが長生きして良かったと実感できる、長寿社会の確立が課題となっており、高齢社会にふさわしい地域システムの構築をめざして、行政と民間が連携して保健福祉サービスの拡充、高齢者の自立支援やみんなで支えあう地域づくりが求められています。
- 高齢者が気軽に集い、心身の健康増進やレクリエーションを楽しめる場として、各地域に老人つどいの家を整備しており、現在12か所に設置しています。経年による建物の老朽化や高齢者のニーズの変化から、計画的な建て替え等の再整備が必要となっております。
- 特別養護老人ホーム及び養護老人ホームについては、施設の老朽化が進んでいるほか、入所者一人ひとりの状況に対応したケアを提供するためのユニットケア^{*}（個別ケア）への転換が求められるなど、ハード面での整備充実が求められています。

- 障害者の高齢化が進んでおり、保健、医療、福祉の連携により、障害児者のライフステージに応じた健康づくりや多様なニーズに対応した福祉の充実、地域生活支援を図る必要があります。
- 障害者の通所施設等が未設置であり、通所及びリハビリ等ができ、社会参加を促進するための複合的な施設が求められています。
- 障害者施設は、在宅支援の拠点として位置付け、現行施設の拡充強化及び支援施設の整備を図る必要があります。
- 共に暮らす地域づくりをめざし、公共施設等のより一層のバリアフリー化を図る必要があります。
- 長引く景気低迷による経済的影響や高齢化社会の進行等により、本市でも被保護世帯は僅かに増加する傾向がみられます。平成16年4月現在の保護状況は289世帯・387人、世帯保護率は8.53%ですが、他市に比較すれば依然低い位置にあります。
- 被保護世帯全体のうち高齢世帯が半数を占め、さらにその9割が単身世帯となっており、親族がなく地域との交流が希薄であるなど社会的に孤立している事例が多くみられます。

基本方針

- 高齢者については、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定を行い、生活支援、介護予防に重点を置いた介護給付及び各種保健福祉サービスの充実を進めます。
- 生涯学習活動や就労機会の拡充などによる、社会参加の促進や生きがいのづくりの支援に努めます。
- 障害のある人も地域で自立し、生きがいのある生活がおくれるようにノーマライゼーションの理念のもとで、新たな制度改正を踏まえた障害者計画を策定します。
- あらゆる相談に応じられる体制の整備、障害者が安心して暮らせる生活の場の確保やライフステージの各段階に応じた在宅及び施設サービスの提供、発達障害も含め、障害のある子どもに対する早期療育及び教育の推進、生活支援の充実を図ります。

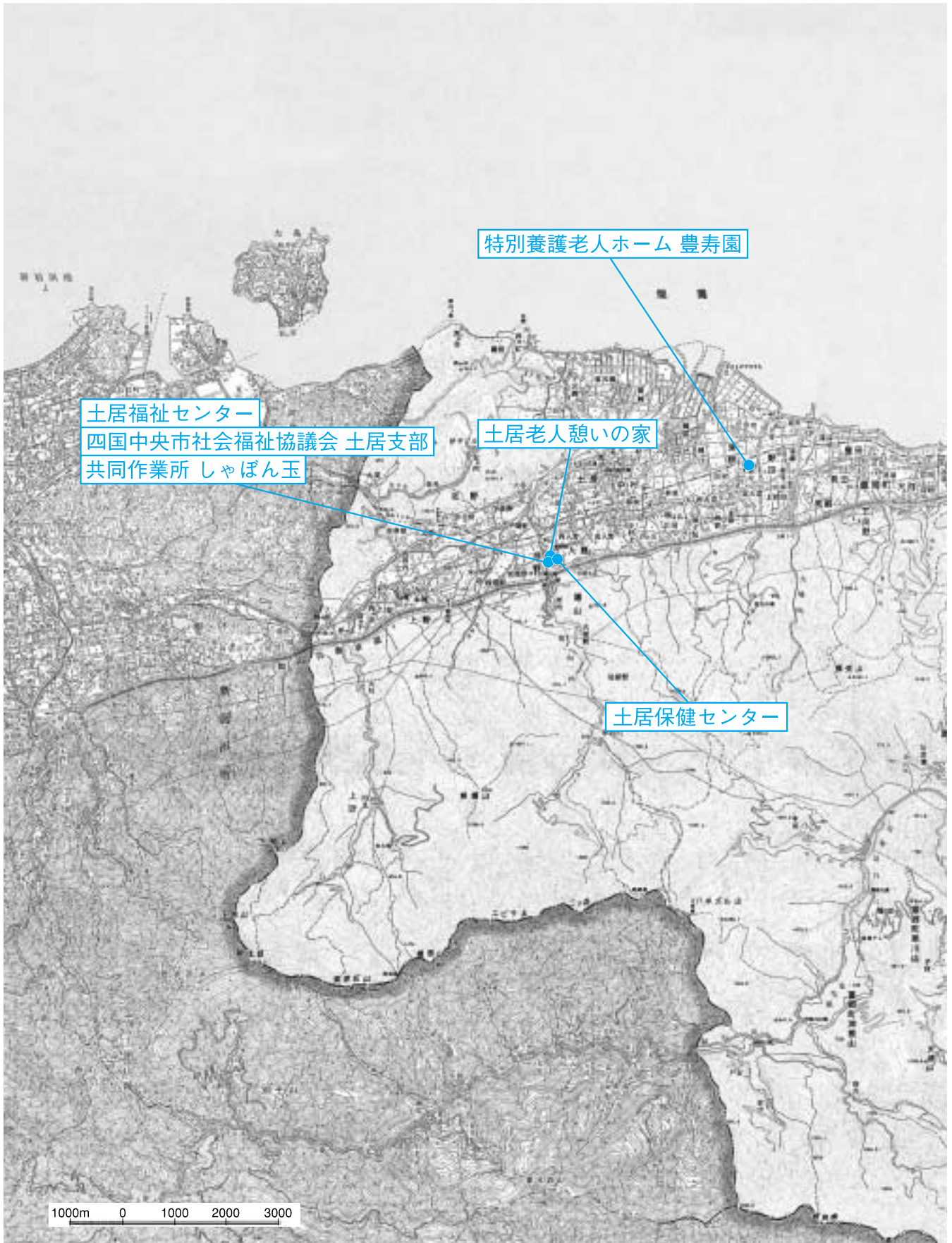
- 障害のある人の社会参加を促進するため、公共施設等のバリアフリーなど、生活環境の改善に努めるとともに、スポーツ・文化活動への参加促進、障害の有無を乗り越えた相互理解の促進及び障害のある人の権利擁護対策の推進を図ります。
- 低所得者など経済的に困窮する市民に対しては、要保護世帯の的確な把握や相談・指導の充実に努めるとともに、自立した生活の安定化に向けて就労支援など自立更生の促進に努めます。

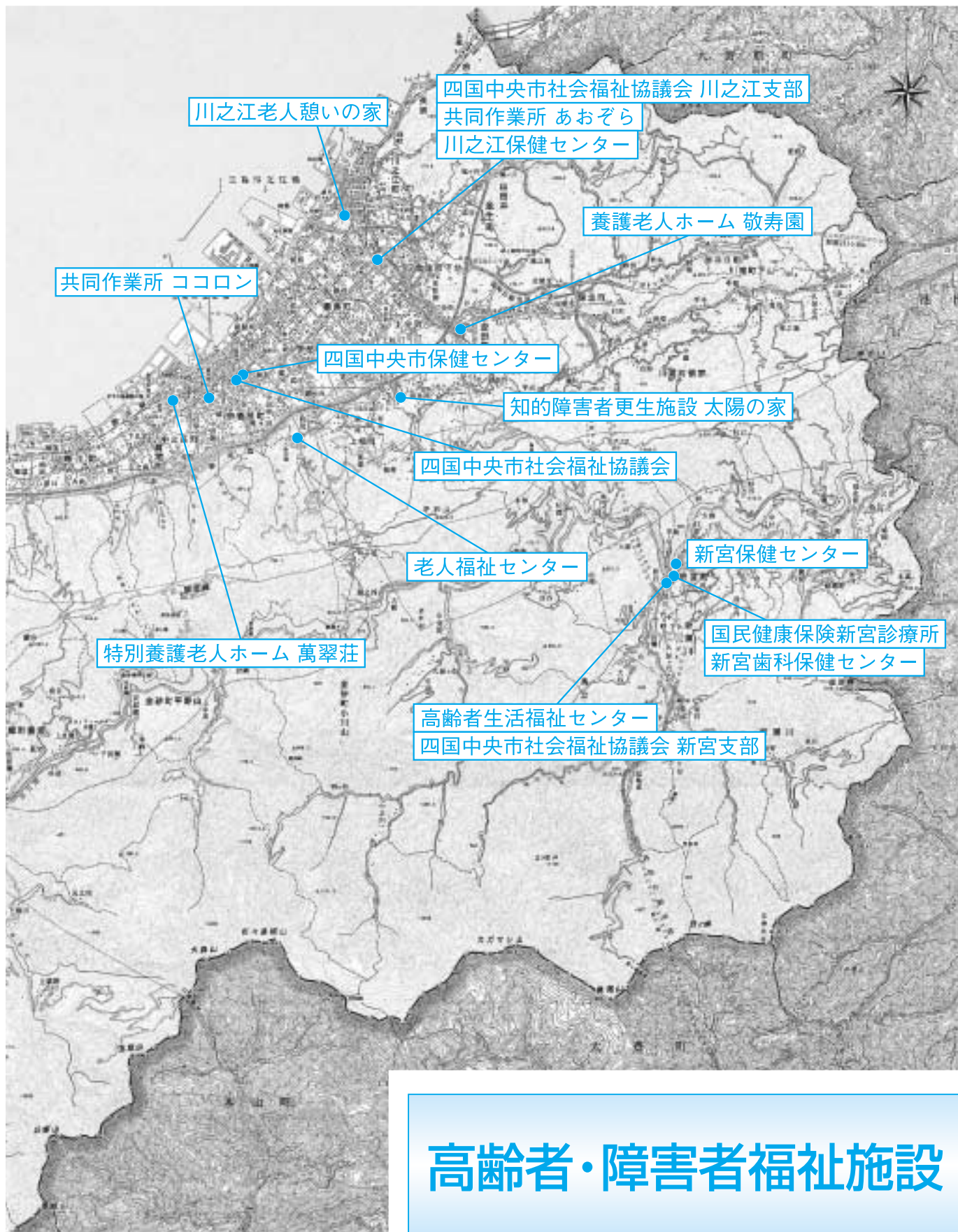
計 画

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
介護保険給付の推進	サービス提供基盤（介護関連施設・人材等）の充実促進	サービス提供基盤を確保するため、民間を含め多様な事業主体によるサービス供給体制づくりを進め、官・民の連携によるサービス提供体制の充実に努める。	介護保険事業計画策定	介護保険事業計画のサービス見込み量をもとに整備
	ケアマネジメントの充実促進	市の保健・福祉サービスや医療サービスを含めた各種民間サービスなど、社会資源の有効な活用によるケアマネジメントの充実に努める。また、社会福祉法人、医療法人などとの連携によりケアマネジャー*の育成を図り、ケアマネジメント体制の充実に努める。	地域包括支援センター設置	地域包括支援センターが中心となった多職種協働・連携の実現や包括的・継続的マネジメントの支援
	アセスメントの推進	利用者の立場に立った介護サービスの充実に努めるため、サービス評価を実施し、サービスの質の向上を促進する。	地域包括支援センター設置	地域包括支援センターによる軽度者のマネジメントの適正化及び要介護者のマネジメント支援
	介護保険事業計画の見直し及び制度改革への対応	介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の速やかな見直しを図るとともに、国の制度改革への的確な対応を図る。	介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画 策定	平成17年度に策定・運用
高齢者の介護予防・日常生活支援等の充実	高齢者等の生活支援事業の推進	一人暮らし等の高齢者世帯等が、住み慣れた地域の中で引き続き生活していくことを支援し、高齢者の保健福祉の向上を図る。	高齢者向け優良賃貸住宅整備事業	日常生活全般をサポートする体制の構築
	介護予防の強化	高齢者の生きがいと社会参加を促進し、家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供し、自立生活の助長及び要介護状態にならないよう、介護予防の強化を図る。		転倒予防教室等の介護予防教室の充実 予防知識の普及・啓発

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
高齢者の介護予防・日常生活支援等の充実	認知症高齢者の在宅支援の充実	認知症について正しい理解を深め、認知症高齢者が、出来るだけ長く住み慣れた地域で引き続き生活できるよう支援する。		ボランティア（認知症サポーター）や地域住民同志の互助の充実 地域のかかりつけ医のサポート
	家族介護支援の充実	高齢者を介護している家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図り、在宅生活の継続向上を図る。		介護教室事業等の充実 相談体制の充実
	在宅介護支援・相談業務の充実	地域の要介護高齢者の実態の把握、介護予防、各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるよう、在宅介護の相談・指導・助言を行う。		地域包括支援センター等の相談窓口の充実
	緊急通報システムの充実	一人暮らし高齢者等の緊急事態発生時の不安の解消を図るため、緊急通報装置の設置促進等、システムの充実を図る。		設置拡大
高齢者の生きがい対策の充実	老人クラブの活動支援	在宅の高齢者が生きがいのある日常生活を楽しめるよう、老人クラブの活動支援を図る。		会員数・クラブ数の増加 クラブ活動の充実
	シルバー人材センターの育成	高齢者の技能・経験を活かした社会参加を促進するため、シルバー人材センターの育成を図る。	ワークプラザ* 建設事業	事業強化の支援 会員数の増強と就業機会の拡大
	高齢者の学習活動の促進	県等関係機関との連携を図りながら、高齢者の生涯学習機会の充実を図る。		参加機会の拡大 講座内容の充実
	施設整備事業の推進	在宅での生活が困難な高齢者のための入所施設の計画的な施設整備の充実を図る。	養護老人ホーム整備事業 豊寿園拡張・改築事業	養護老人ホーム「敬寿園」改築 特別養護老人ホーム「豊寿園」改築・駐車場整備
保健・医療対策及び障害のある人の地域生活の支援	各種相談・情報提供の充実	身体障害者手帳、療育手帳の申請、補装具、各種手当、知的障害者援護施設入所等、障害のある人やその家族等の相談に相談支援システムを活用し相談業務の充実を図り、適切なアドバイスに努める。また、ケアマネジメント制度の拡充を図り、障害者の地域生活支援を促進する。	地域生活総合相談窓口	平成17年度設置・活用
	障害・障害者に対する正しい理解の促進	広報等の活用により、障害や障害のある人に対する正しい理解の促進を図る。		市報へ年4回の定期掲載

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
保健・医療 対策及び障 害のある人 の地域生活 の支援	障害の予 防・早期発 見の推進及 び発達障害 への対応	保健事業の推進による生活習慣病予 防等、障害の発生要因の低減に努め るとともに、健診や各種相談に基づ く障害の早期発見・早期療育体制の 確立、発達障害への対応を図る。		療育ネットワ ークの確立
	障害者の自 立を支援す る福祉サー ビスの提供	障害者が自立した日常生活又は社会 生活を営むことができるよう障害者 計画・障害者福祉計画を策定し、在 宅・施設等の各種障害者福祉サービ スの円滑な提供を図るとともに、障 害のある人・難病患者等への総合的 な支援に努める。	障害者計画等策 定	平成18年度策 定・運用
	経済的な支 援の充実	障害のある人や難病患者をもつ世帯 の経済的な支援を図る。	心身障害者手当	難病患者手当の 支給
	当事者団体 の育成・支 援	各種団体の自主的な活動への支援に 努めるとともに、相互の交流を促進 する。	障害者福祉団体 連合会育成事業	当事者団体の自 主的運営体制の 確立
	雇用・就業 の促進	民間企業の理解・協力のもと、障害 のある人の雇用を促進するとともに、 共同作業所や授産施設等、障害のある 人の自立促進の場の充実を促進す る。	共同作業所運営 事業 共同作業所改築 事業 通所授産施設設 置補助	就労支援体制の 確立
	緊急通報シ ステムの充 実	携帯電話等を活用した情報伝達シス テムの構築に努め、災害時要援護者 への対応を図る。		平成18年度実 施
	障害者福祉 施設の充実	総合的機能を有した障害者福祉の拠 点施設整備や既存の施設の改修等 による整備を図る。	障害者福祉セン ター建設事業	平成19年度 太 陽の家施設改修 平成22年 知的 障害児デイサ ービス*
生活の援護 及び自立の 促進	相談・指導 の充実	生活に困窮する市民に対する相談及 び自立更生のための指導充実を図る。		相談・指導体制 の確立
	実態把握の 推進	必要とする支援が的確に実施でき るよう、生活の実態把握に努める。		地域ネットワ ークの確立
	生活保護の 適正実施	生活の保護を必要とする市民に対し 生活保護制度の適正な運用を図る。		実施体制の整備
	災害援護対 策の推進	災害によって生活の維持が困難とな った市民に対する援護対策に努める。		援護対策の適正 運用
	就業の促進	自立を促すため、就業意欲の向上を 図るとともに、民間における雇用の 促進に努める。		雇用促進体制の 整備





施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
生活の援護 及び自立の 促進	更生協力組 織の育成	民間企業等を含め、自立更生のための協力組織の充実を図るとともに、更生保護事業、社会を明るくする運動、ボランティアの育成等の推進に努める。		ネットワーク整備
	経済的支援 の推進	社会福祉協議会による生活支援のための各種制度の有効な活用を促進する。		有効活用の推進

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
高齢者等の生活支援事業の推進	高齢者向け優良賃貸住宅整備事業	150,000
シルバー人材センターの育成	ワークプラザ建設事業	101,000
施設整備事業の推進	養護老人ホーム整備事業 豊寿園拡張・改築事業	756,000 73,000
各種相談・情報提供の充実	地域生活総合相談窓口	40,000
経済的な支援の充実	心身障害者手当	262,000
当事者団体の育成・支援	障害者福祉団体連合会育成事業	25,440
雇用・就業の促進	共同作業所運営事業 共同作業所改築事業 通所授産施設設置補助	365,805
障害者福祉施設の充実	障害者福祉センター建設事業	441,261

地域ぐるみの次世代育成支援 （児童福祉）



基本認識

- 次世代育成支援対策推進法に基づく四国中央市次世代育成支援行動計画（前期計画：平成17年度～平成21年度）が策定されており、特定14事業をはじめ数値目標が定められています。
- 平成22年度以降については、高齢化と少子化の同時進行による非生産年齢人口の増加、少子化の結果としての生産年齢人口の減少と総人口の減少が現実のものとなっており、様々な制度の枠組みに変動が予想されます。
- 様々な視点から論議されている「幼保一元化^{*}」及び「幼保一体化^{*}」の問題について、地域事情や市民ニーズを把握し、長期的な視野に立ち合理的な対応を進めていく必要があります。
- 保育ニーズの拡大と多様化への対応が求められており、保育施策のシビルミニマム^{*}の明確化と早急な実現が必要です。
- 家族観や家族形態の多様化により子育て・子育てをとり巻く環境変化が目立ち、安定した子育て・子育てを支援していく必要があります。

基本方針

- 四国中央市次世代育成支援行動計画の実現を図ります。
- 保育施策のシビルミニマムを示し、保育環境の整備・充実に努めます。
- 保育サービスの提供チャンネルの多様化を進め、迅速な具体化を図ります。
- 「幼保一元化」及び「幼保一体化」の問題について、地域事情を踏まえた検討を進めます。
- 子育て全般について、相談支援機能の強化充実に努め、間口の広い子育て支援に努めます。
- 児童虐待対策については、児童虐待を未然に防ぐために関係機関とネットワークを組んで取り組みます。
- 母子支援施策の中心が児童扶養手当等の給付から自立支援へと大きな転換が示されており、母子家庭等自立促進計画を策定し、自立支援施策の充実に努めます。

計画

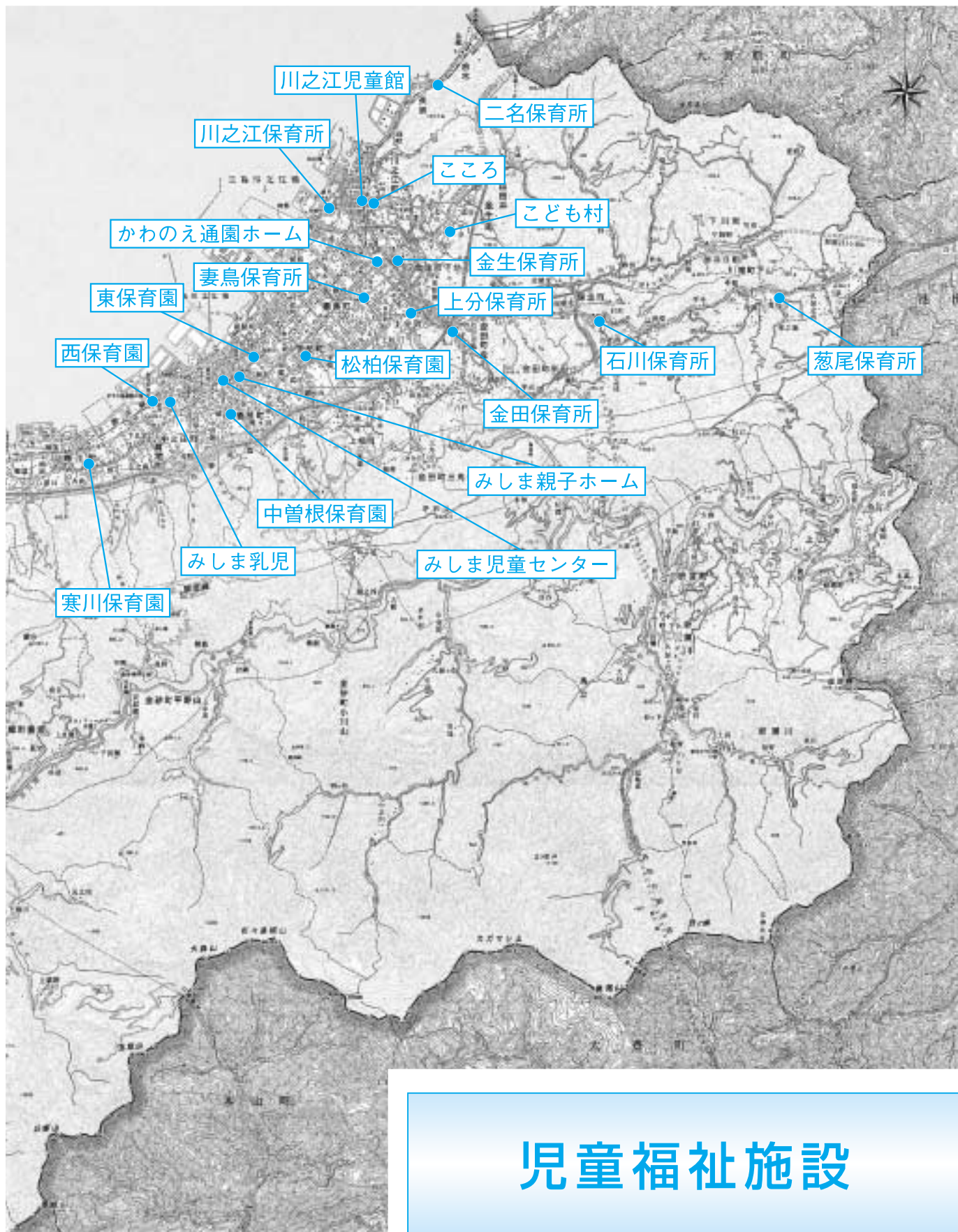
施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
次世代育成支援対策の推進	次世代育成支援対策推進地域行動計画の推進	子育て支援にとどまらず、地域ぐるみで少子化及び次世代育成支援対策に取り組むため、次世代育成支援対策のための地域行動計画に基づく施策の推進を図る。		次世代育成支援行動計画各施策の実現
保育サービスの充実	保育施設の充実	市営保育所の計画的な整備充実に努めるとともに、統廃合及び民営化の検討を行う。また、民間の保育園等については、必要な支援を行い、その充実に努める。	保育所整備事業	建て替え時は多機能型保育所として整備
	保育サービスの充実	市民ニーズを把握しながら、延長保育や緊急一次保育をはじめ、保育サービスの多様化に努める。		延長保育4か所増設 一時保育1か所増設 休日保育1か所開設 病後児保育1か所開設
	保育所・保育園の地域との連携	保育所や民間の保育園等と地域の連携・交流を促進する。		ファミリーサポートセンター*開設の推進

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
児童健全育成環境の充実	児童館（児童センター）の整備充実	児童の分布に照らして合理的な配置となるよう児童館（児童センター）の整備に努めるとともに、各種事業の充実を図る。		土居地区で児童館の整備を推進
	放課後児童クラブの充実	放課後児童対策の充実を図るため、各小学校区における放課後児童クラブの設置を推進するとともに、指導員の資質向上や活動内容の充実を図る。		放課後児童クラブ6か所増設
	子どもの遊び場の確保	遊びを通じて心身共に健やかに成長できるように、各種体験活動ができる地域の遊び場の整備を図る。		交通事情や地域事情に配慮した整備を促進
子育て支援の充実	子育て相談・指導・情報提供の充実	子どもと親が利用する施設の位置や利用方法、利用時間等に配慮しながら、相談・指導や各種の情報提供活動の充実を図る。		専門職による子育てに関する総合相談
	地域子育て支援体制の確立	地域子育て支援センターの設置を進めるとともに、子育て体験や関連情報の共有化、活動を通じた親としての自己啓発、子育てサークル、ボランティア等の組織づくりや活動支援、相談活動等を推進する。		地域子育て支援センター3か所増設 つどいの広場3か所開設
ひとり親家庭の生活支援	相談・指導の充実	ひとり親家庭に対する支援を図るため、相談体制の整備や指導の充実を図る。		市役所内だけでなく気軽に相談できる場所や時間の体制づくり
	経済的支援の推進	母子・父子家庭児童の保育所への入所措置や両親のいない家庭・母子家庭・父子家庭への児童就学金の支給を行う。		母子生活支援センター設立を推進
	団体の育成・支援	母子・父子等の当事者団体の育成及び活動の支援に努める。		活動の支援強化

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
保育施設の充実	保育所整備事業	1,433,460





児童福祉施設

（保険・年金） 生活を支える 社会保障の充実



基本認識

- 国民健康保険を取り巻く環境は、少子高齢化のなか、高齢者、低所得者層が増加し、その財政運営は大変厳しい状況となっています。
- 国民年金についても、経済的な停滞の長期化、高い失業率等を背景に、先行きの不安感が増大しており、加入率の低下がみられます。
- 介護保険は、制度施行から5年が経過し、介護サービス基盤の充実が図られてきましたが、介護予防や地域での支援など、新たな取り組みが求められています。

基本方針

- 国民健康保険については、各種保健事業の展開、国に対する制度充実の要望などにより、財政の健全化に努めます。
- 国民年金については、制度に対する普及啓発に努め、未加入者の加入促進に努めます。
- 介護保険については、相談体制の強化を図るとともに、ケアマネジメントの充実を促進し、認定から介護給付、アセスメントに至る事業の円滑な実施に努めます。
- 介護予防も含め、介護サービス基盤の充実を促進します。
- 国に対し社会保障制度の一層の充実を要望します。

計 画

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
国民健康保険財政の健全性の確保及び制度の充実促進	医療費の適正化促進	医療費の増大に対し、各種保健事業の展開を図るとともに、レセプト点検*を強化し、医療費の適正化対策に努める。	各種保健事業 医療費適正化特別対策事業	医療費の適正化を図ることによる国保財政の健全化
	国庫負担率見直し等制度の充実促進	国への国庫負担率の見直し等、制度の充実に対する要望活動を展開していく。		被保険者ならびに市の財政負担を軽減するための制度の見直し等を含めた国庫負担の拡充
国民年金受給権の確保及び制度の充実促進	相談体制の充実	国民年金に対する理解を深めるとともに、制度に対する疑問や各種の相談に対応するため、年金相談の充実を図る。		市報への掲載並びに社会保険事務所との連携などによる電話相談、窓口相談など年金相談の充実
	受給権の確保	年金相談等を通じた指導を行うとともに、無年金者の解消、適切な各種届け出等の促進により、年金受給権の確保促進を図る。		市報への掲載などによる無年金者の解消
	年金制度の充実促進	国との連携を図りながら、年金制度の充実をめざす。		社会保険事務所との協力・連携
介護保険の円滑な実施	制度に対する理解の促進	制度に対する理解と知識の普及を図るため、広報等による情報提供に努める。		制度改正時に市報へ掲載 市窓口・事業所でのパンフレット配布
	相談体制の整備	市窓口をはじめ、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、各高齢者施設等における相談体制の充実を図るとともに、身近な相談相手、支援者として、民生児童委員の協力を促進する。		市内のどこでも相談が受けられる体制づくり
	介護認定・給付業務等の推進	介護認定の迅速化のため、認定審査会の体制の強化を図る。 また、円滑で的確なサービス提供につなげるケアマネジメントの充実を促進する。		認定審査委員、介護支援専門員への研修による体制の強化
	保険料納付の促進	未納者に対する職員の戸別訪問、口座振替の促進、未納者への催告状の発行等を実施する。		普通徴収収納率の向上
	制度の充実促進	地域の実情に則した制度の運用に努めるとともに、一層の制度改革を国に求めていく。		生活圏域ごとに地域実情に応じた介護保険事業計画の策定

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
医療費の適正化促進	各種保健事業 医療費適正化特別対策事業	276,710